東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：高度研究プログラム担当者の選考の追加，移籍及びその候補者の選考手続の見直し並びに条文間の文言の整理及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用，昇任，移籍及び高度研究プログラム担当者の選考（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授，特命准教授，特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第41条の規定に基づき，この要項の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用，昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授，特命准教授，特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第41条の規定に基づき，この要項の定めるところによる。
（採用及び昇任に係る専任教員候補者の選考） 第２条　採用及び昇任に係る専任教員候補者の選考は，教職大学院専任教員候補者選考委員会（以下「専任教員選考委員会」という。）が選考した者のうちから教職大学院教授会（以下「教授会」という。）が行う。	（専任教員候補者の選考） 第２条　専任教員候補者の選考は，教職大学院教員候補者選考委員会（以下この条から第12条までにおいて「選考委員会」という。）が専任教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから教職大学院教授会（以下「教授会」という。）が行う。
（移籍及び高度研究プログラム担当者に係る専任教員候補者の選考） 第２条の２　移籍に係る候補者及び高度研究プログラム担当者に係る候補者の選考は，教員候補者選考調書（様式第２）により，専任教員選考委員会が行う。	
（候補者に係る開設承認等） 第３条　第２条及び第２条の２の規定により候補者の選考を行う専任教員選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は，教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書（様式第１の１）（高度研究プログラム担当者に係る候補者の選考の場合は，高度研究プログラム担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第１の２））により，教員人事会議の承認を得なければならない。	（候補者に係る開設承認等） 第３条　候補者の選考を行う選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は，教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書（様式第１）により，教員人事会議の承認を得なければならない。
２・３　〔省略〕	２・３　〔省略〕
（組織） 第４条　専任教員選考委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。ただし，高度研究プログラム担当者に係る候補者の選考の場合は，高度研究プログラム担当者として選考された者以外の実務家教員（教職等において実務の経験を有する者）は，第３号及び第４号の委員になることができない。 (1) 教職大学院長 (2) 副教職大学院長 (3) 当該プログラムを担当する教授　１名 (4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授　３名 （委員長）	（組織） 第４条　選考委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教職大学院長 (2) 副教職大学院長 (3) 当該プログラムを担当する教授　１名 (4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授　３名 （委員長）

第５条　専任教員選考委員会に委員長を置き，教職大学院長をもって充てる。 ２　委員長は，専任教員選考委員会を招集し，議長となる。 ３　委員長は，専任教員選考委員会の会務を掌理する。 ４　委員長は，次条及び第６条の２に規定する投票に加わることができない。	第５条　選考委員会に委員長を置き，教職大学院長をもって充てる。 ２　委員長は，選考委員会を招集し，議長となる。 ３　委員長は，選考委員会の会務を掌理する。 ４　委員長は，次条に規定する投票に加わることができない。
（採用及び昇任に係る専任教員候補者の選考手続） 第６条　第２条の規定による専任教員選考委員会における候補者の選考は，単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の３分の２以上の賛成票をもって行う。 ２　前項の選考に当たり，委員長は，全候補者一覧（様式第３の１）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式３の２））を作成のうえ，選考を行わなければならない。 ３　委員長は，第１項の規定により候補者を選考したときは，教員候補者選考調書（様式第２）により，その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し，選考に付さなければならない。この場合において，選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。 ４　教授会における候補者の選考は，単記無記名投票による出席教授会構成員の３分の２以上の賛成票をもって行う。 ５　委員長は，前項の規定により候補者を選考したときは，教職大学院専任教員候補者選考結果報告書（様式第３の３）及び全候補者一覧（様式第３の１）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第３の２））並びに教員候補者選考調書（様式第２）により，選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。	（専任教員候補者の選考手続） 第６条　選考委員会における候補者の選考は，単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の３分の２以上の賛成票をもって行う。 ２　前項の選考に当たり，委員長は，全候補者一覧（様式第３の１）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式３の２））を作成のうえ，選考を行わなければならない。 ３　委員長は，第１項により候補者を選考したときは，教員候補者選考調書（様式第２）により，その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し，選考に付さなければならない。この場合において，選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。 ４　教授会における候補者の選考は，単記無記名投票による出席教授会構成員の３分の２以上の賛成票をもって行う。ただし，移籍に係る選考は，出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い，その採決は，挙手によることができる。 ５　委員長は，前項により候補者を選考したときは，教職大学院専任教員候補者選考結果報告書（様式第３の３）及び全候補者一覧（様式第３の１）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第３の２））並びに教員候補者選考調書（様式第２）により，選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。
（移籍及び高度研究プログラム担当者に係る専任教員候補者の選考手続） 第６条の２　第２条の２の規定による専任教員選考委員会における候補者の選考は，単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の３分の２以上の賛成票をもって行う。 ２　前項の選考に当たり，委員長は，全候補者一覧（様式第３の１）を作成のうえ，選考を行わなければならない。 ３　委員長は，第１項の規定により候補者を選考したときは，教職大学院専任教員候補者選考結果報告書（様式第３の３）及び全候補者一覧（様式第３の１）並びに教員候補者選考調書（様式第２）により，選考結果を学長，教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会への選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。	
（専任教員等の選考） 第７条　教員人事会議は，第６条第５項及び第６条の２第３項の報告を受けたときは，候補者選考の点検を行ったうえ，その結果を学長に報告するものとする。 ２　〔省略〕 ３　学長は，教授会又は専任教員選考委員会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは，教員人事会議にその旨を通知する。	（専任教員の選考） 第７条　教員人事会議は，前条第５項の報告を受けたときは，候補者選考の点検を行ったうえ，その結果を学長に報告するものとする。 ２　〔省略〕 ３　学長は，教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは，教員人事会議にその旨を通知する。

４　教員人事会議は，前項の通知を受けたときは，当該候補者の選考に係る問題点を整理し，教授会又は専任教員選考委員会に通知する。	４　教員人事会議は，前項の通知を受けたときは，当該候補者の選考に係る問題点を整理し，教授会に通知する。
（選考の基準）	（選考の基準）
第８条　候補者の選考は，東京学芸大学教員選考基準（平成16年３月18日制定）に基づき行わなければならない。ただし，実務家教員の選考基準については，別に定める。	第８条　候補者の選考は，東京学芸大学教員選考基準（平成16年３月18日制定）に基づき行わなければならない。ただし，実務家教員（教職等において実務の経験を有する者）の選考基準については，別に定める。
（候補者の再審査）	（候補者の再審査）
第９条　教授会は，必要と認めるときは，専任教員選考委員会に再審査を行わせることができる。	第９条　教授会は，必要と認めるときは，選考委員会に再審査を行わせることができる。
（候補者の選考の制限）	（候補者の選考の制限）
第１０条　第６条第４項及び第６条の２第１項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は，当該議決後１年を経過するまでの間，同一職名以上の候補者となることができない。	第１０条　第４条第４項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は，当該議決後１年を経過するまでの間，同一職名以上の候補者となることができない。
（専任教員選考委員会の定足数）	（選考委員会の定足数）
第１１条　専任教員選考委員会は，全委員の出席がなければ会議を開き，議決することはできない。	第１１条　選考委員会は，全委員の出席がなければ会議を開き，議決することはできない。
（専任教員選考委員会委員以外の者の出席）	（選考委員会委員以外の者の出席）
第１２条　専任教員選考委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。	第１２条　選考委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。
〔省略〕	〔省略〕
（非常勤講師の選考）	（非常勤講師の選考）
第１４条　非常勤講師候補者の選考は，教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書（様式第５）により非常勤講師候補者選考委員会（以下「非常勤講師選考委員会」という。）が行う。	第１４条　非常勤講師候補者の選考は，教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書（様式第５）により非常勤講師候補者選考委員会（以下この条から第 18 条までにおいて「選考委員会」という。）が行う。
２　非常勤講師は，授業担当者としての選考に限るものとする。	２　非常勤講師は，授業担当者としての選考に限るものとする。
３　非常勤講師選考委員会の開催は，委員長が必要と認める場合は，電子的な開催方法等により，遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。	３　選考委員会の開催は，委員長が必要と認める場合は，電子的な開催方法等により，遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。
４　非常勤講師選考委員会が遠隔会議又は書面審議にて開催される場合，第 18 条第１項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。	４　選考委員会が遠隔会議又は書面審議にて開催される場合，18 条第１項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。
（非常勤講師に係る開設承認）	（非常勤講師に係る開設承認）
第１５条　非常勤講師候補者の選考を行う非常勤講師選考委員会の開催は，教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書（様式第６）により，教員人事会議の承認を得なければならない。	第１５条　非常勤講師候補者の選考を行う選考委員会の開催は，教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書（様式第６）により，教員人事会議の承認を得なければならない。
（組織）	（組織）
第１６条　非常勤講師選考委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。	第１６条　選考委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教職大学院長 (2) 副教職大学院長 (3) 当該プログラムを担当する教授　１名 (4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授　３名 （委員長） 第１７条　非常勤講師選考委員会に委員長を置き，教職大学院長をもって充てる。 ２　委員長は，非常勤講師選考委員会を招集し，議長となる。 ３　委員長は，非常勤講師選考委員会の会務を掌理する。 ４　委員長は，次条に規定する投票に加わることができない。 （非常勤講師候補者の選考手続） 第１８条　非常勤講師候補者の選考は，非常勤講師選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の３分の２以上の賛成票をもって行う。 ２　〔省略〕 〔省略〕 （準用） 第２０条　第８条，第 11 条及び第 12 条の規定は，非常勤講師の選考に準用する。この場合において，これらの規定中「専任教員選考委員会」とあるのは「非常勤講師選考委員会」と読み替えるものとする。 〔省略〕 （非常勤講師候補者の選考結果報告） 第２２条　学長は，非常勤講師候補者の採用を決定したときは，教職大学院専任教員選考結果等報告書（様式第４）により，教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕 様式第１の１ 第　　号 年　月　日 東京学芸大学長　殿 教職大学院長　○○○○	(1) 教職大学院長 (2) 副教職大学院長 (3) 当該プログラムを担当する教授　１名 (4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授　３名 （委員長） 第１７条　選考委員会に委員長を置き，教職大学院長をもって充てる。 ２　委員長は，選考委員会を招集し，議長となる。 ３　委員長は，選考委員会の会務を掌理する。 ４　委員長は，次条に規定する投票に加わることができない。 （非常勤講師候補者の選考手続） 第１８条　非常勤講師候補者の選考は，選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の３分の２以上の賛成票をもって行う。 ２　〔省略〕 〔省略〕 （準用） 第２０条　第８条，第11条及び第12条の規定は，非常勤講師の選考に準用する。 〔省略〕 （非常勤講師候補者の選考結果報告） 第２２条　学長は，非常勤講師候補者の採用等を決定したときは，教職大学院専任教員選考結果報告書（様式第４）により，教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕 様式第１ 第　　号 年　月　日 東京学芸大学長　殿 教職大学院長　○○○○

教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり教員候補者選考委員会の開設を申請します。

記

1 選 考 職 名		採用	昇任	移籍
2 専 門 領 域				
3 研 究 組 織	現員 / 教授 / 准教授 / 講師 / 助教 / 計			
4 申 請 事 由				
5 開 設 番 号				

様式第１の２

第　　号

年　月　日

東京学芸大学長　殿

教職大学院長　○○○○

高度研究プログラム担当者候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり高度研究プログラム担当者候補者選考委員会の開設を申請します。

教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり教員候補者選考委員会の開設を申請します。

記

1 選 考 職 名		採用	昇任
2 専 門 領 域			
3 研 究 組 織	現員 / 教授 / 准教授 / 講師 / 助教 / 計		
4 申 請 事 由			
5 開 設 番 号			

記

1　選考委員会名	専攻 高度研究プログラム担当者選考委員会
2　候補者氏名	
3　選考区分	
4　申請理由	
5　開設番号	

様式第２　〔省略〕

〔省略〕

様式第３の３

第　　号
年　　月　　日

教員人事会議議長　殿

教職大学院長

教職大学院専任教員候補者選考結果報告書

下記のとおり，教員候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	
専攻名	

様式第２　〔省略〕

〔省略〕

様式第３の３

第　　号
年　　月　　日

教員人事会議議長　殿

教職大学院長

教職大学院専任教員候補者選考結果報告書

下記のとおり，教員候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	
専攻名	

氏名（年齢）	
区分	
選考基準該当条項	
選考委員会	開催年月日　　賛成投票数　　／
教授会	開催年月日　　賛成投票数　　／
採用等予定年月日	
選考の経緯	応募者数 男（うち外国人）：（　） 女（うち外国人）：（　） 計（うち外国人）：（　） 選考の経緯

注：選考調書及び公募要領を添付すること。
第２条の２の規定による選考を行った際は，教授会の欄は記載不要とする。
年齢は，採用等予定年月日現在のものを記載する。

様式第４

教職大学院専任教員等選考結果報告書

氏名（年齢）	
区分	
選考基準該当条項	
選考委員会	開催年月日　　賛成投票数　　／
教授会	開催年月日　　賛成投票数　　／
採用予定年月日	
選考の経緯	応募者数 男（うち外国人）：（　） 女（うち外国人）：（　） 計（うち外国人）：（　） 選考の経緯

注：選考調書及び公募要領を添付すること。

年齢は，採用予定年月日現在のものを記載する。

様式第４

教職大学院専任教員等選考結果報告書

選考区分	所属	職名	ふりがな 氏名（年齢）	採用等予定 年月日	備考

「選考区分」欄には，採用，昇任，移籍及び高度研究プログラム担当者の別を記載する。
「年齢」は，採用等予定年月日における年齢を記載する。
「採用等予定年月日」欄には，非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。
「備考」欄には，第21条により選考手続を省略する場合は，前回雇用年度を記載する。

様式第５　〔省略〕

〔省略〕

附　則

この要項は，令和８年７月23日から施行する。

選考区分	所属	職名	ふりがな 氏名（年齢）	採用等予定 年月日	備考

「選考区分」欄には，採用，昇任及び移籍の別を記載する。

「年齢」は，採用等予定年月日における年齢を記載する。
「採用等予定年月日」欄には，非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。
「備考」欄には，第21条により選考手続を省略する場合は，前回雇用年度を記載する。

様式第５　〔省略〕

〔省略〕